

『判例研究』

長野市立小学校教師体罰事件

長野地方裁判所 昭和五五年 (w)一〇八号事件

渡辺則芳

一 事 実 小学校教師Xは昭和五五年一一月一一日担任の学級（六年）の生徒A子が授業中（昼頃）、横の席の友人を見て笑つたことに対し、自分の教育内容に対する悪態と考え、教壇前に立たせ、平手等で殴る、あるいは頭髪をもつて床に打ちつける等の暴力を振いケガを負わせた。さらに、同日午後の学級会において、B子、C子、D夫が他のある生徒を仲間はずれにするとの謀議をしたという理由で、B子、C子に対しては平手で顔面を、D夫に対しては手拳で殴打したことにより傷を負わせた。

検察官は四人の被害生徒が全治一週間から十日間の傷害を受けたこと、女子生徒に対しても顔面を数十回殴打したり髪を持って床や机に押しつけること等をしたこと、他の生徒に腕を押さえつけさせて殴打をしていること、さらに

被告人が奉職以来過去に六回も同様の暴力的懲罰（体罰）をしたことがある等を考慮し、また生徒の弁明なしにあるいは説諭をしないまま行為をしたこと、以上のことを考慮し、教師の体罰というレベルではなく、自らの感情のままにする傷害事件であるとして、二〇四条傷害罪で六ヶ月の懲役を求刑した。

被告弁護人は、事実関係についてはほとんど争わず（例えば殴打の回数は検察官は十数回というが、本当は数回であつたと主張する等）Xの行為の意味についての反論を開示した。即ち、教育委員会等のXに対する対応が通常と異なり直ちに捜査機関へ委ねたこと、即ち、この種の事件の解決は先ず第一に教育現場と父母の自治に委ねるべきであるのに、そうしなかつたこと（嘆願書が一、〇〇〇名程集まつたこと、被告は小学生徒の非行傾向を特に危惧したこと、校長の事件処理の態度及び以前の暴力的行為についての虚言に問題があること、そしてこの種の事件は司法が教育現場を考えて罰金が通例であること等を弁論した。）及び検察官がXの行為を路上の暴行と同じに扱うこと等を批判し、Xの行為は教育目的に出た体罰（教育的配慮をした懲戒としての体罰）であるとして罰金刑が相当であるとの主張をした。

二 判 旨 XはA子に対して、授業中に笑つたとして、本、木製定木、平手で数回殴打し、頭髪をつかんで床に二、三回打ちつけて、全治一週間の傷を負わせた。B子に対して、学級会中（午後二時四十分～三時の間）に級友を仲間はずれにしたとして、平手で十数回（手を級友に持たせて）さらに前髪を机に押しつけ（二～三回）て五日間の傷を負わせた。C子についても、顔面を平手で二十回位殴打し鼻血を出させて三日間の傷を負わせた。D夫に対しては、顔面を手拳にて数回殴打し、鼻から出血、五日間の傷を負わせた。以上の事実を認定し、以下の理由に基づいて、刑法二〇四条傷害罪、罰金二十万円を言渡した。

1 XはA子が子供のたわいもない冗談で微笑ただけのことを、何ら、その理由を質問することなく、単純に一方的に決めつけ、Xの生活指導に反抗したと思い、短絡的に粗暴な体罰をふるつたのである。

2 B子、C子、D夫については、Xが問題とした仲間はずれ現象は、子供社会の問題であつて、説得すれば十分に足りるものであり、有無を言わざずに暴行しているものである。このような無分別、残忍な制裁は教育的にも、かえつて悪影響を与えるものである。

3 体罰は、教育法上全面禁止であつて、本件のようなものは当然に刑法の处罚の対象となるのであつて、こういつた行為を学校教育制度をかくられみにして司法の立ち外に置くことは許されない。

4 Xが未然に非行防止の努力をする姿勢は良いとしても、子供の問題を暴力によつて抑えつけるということは時代遅れもはなはだしいものであつて、Xの教諭としての資質が疑われる。

5 さらに、Xは以前にも同様の暴力行為を行なつてゐる。

こういった諸般の状況を考えるならば検察官が、あえて実刑を求刑したこともよく理解できる。

6 しかしながら、Xは主觀的には、教育的配慮を含めて暴力行為に及んでいることも認められるのである。従つて、全く教育から離れた市井の暴力事件とは異なる。

また、Xは本件後、深く反省している。さらにまた、被害者の傷は幸いにも軽傷に停まつてゐる。

7 檢察官の求める刑事制裁はXの失職を招き、これまでの処遇（休職）で社会的にも十分に制裁を受けているの

であつて、実刑を科すことは早計かつ苛酷なものとなる。

8 以上のような事情の下では、処罰を罰金にとどめ、Xの今後の処遇を教育行政当局に委ねることを相当とする。

三 評 稹

1 戦後、体罰事件に関して判例は多くはないが、その推移の中で内容上一つの判決、昭和三〇年大阪高裁判決（昭和二九年（一）二一五五号）と昭和五六年東京高裁判決（昭和五五年（一）二九二号）が重要である。以下に二判決をみていく。

大阪高裁判決は「教員の生徒に対する殴打は、たとえ懲戒行為として行なつた場合でも、そのゆえに暴行罪の成立を阻却するものでない」と判示し、その理由の中で次のように述べている。

学校教育法第一一条は「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、監督官庁の定めるところにより、学生・生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない」と規定しており、これを、基本的人権を基調とし暴力を否定する日本国憲法の趣旨及び右趣旨に則り刑法暴行罪の規定を特に改めて刑を加重すると共にこれを非親告罪として被害者の私的処分に任さないものとしたことなどに鑑みるときは、殴打のような暴力行為は、たとえ教育上必要があるとする懲戒行為としても、その理由によつて犯罪の成立上違法性を阻却せしめるというような法意であるとは、とうてい解されないのである。

戦前においても体罰は教育法的（旧小学校令四七条）には現在と同様に禁止されていたにもかかわらず、おおむね、軽い体罰を加えることは許されていたようである（小野慶二、総合判例研究叢書刑（1）三五頁）。例えば、「校長及教員カ叙上ノ懲戒權ヲ行フニ付キテハ須ク周到ナル注意ヲ用ヒ苟モ之カ為メニ児童ノ身体ヲ傷ケ其健康ヲ害スルカ如キ結果ノ発生ヲ避止スヘキハ校長及教員タル職務上当然ノ義務ニシテ若シ校長及教員カ此等ノ注意ヲ怠リ為メニ児童ニ傷害ヲ与フルカ如キコト……」（大判大正五年六月一五日刑録二二・二三二）という大審院判決は、体罰の上限を画するものであつて、従つて、健康を害しない程度の暴行等は懲戒行為として認められているという事情を物語るであろう。

ところが、大阪高裁判決は戦後の体罰事件の中で、裁判所の姿勢を明確に表明したものといえよう。すなわち、教育法上禁止された体罰は、刑法上も問題にするものであり、教育現場において、教師の側にどのような理由があるにせよ、生徒の憲法的基本的人権を大前提に考えるとの趣旨（上田健二、西原他編「判例刑法研究」一六頁。この判例によつても一切の意味における有形力の行使が許されない体罰にあたるとは解せられないのであろう。いいかえれば、教育目的達成上必要不可欠であり、その方法が社会的に相当な程度を超えない程度の有形力の行使は、正当な懲戒権の範囲内にあるとして許容しうる場合があらう）が明らかにされたのである。

こういう中で、昭和五六年に至り、体罰概念に修正を加える東京高裁判決が下されたのである。いわゆる水戸女教師体罰事件の控訴審判決である。これは原判決（刑法二〇八条暴行罪で罰金三万円の略式裁判）を破棄し、一転して無罪を言い渡したのである。マス・コミ等は体罰を認めた判決として取り上げたりしたが、判旨は極めて慎重である。判決は、当該行為は懲戒目的によるものであつて、その程度も軽微な暴行行為であり、これは学校教育法第一一条にい

体罰には該当せず、教員の正当な懲戒行為の範囲内の行為であると認めた。その理由の中で次のように述べている。

懲戒は生徒の人間的成长を助けるために教育上の必要からなされる教育的処分と目すべきもので、教師の生徒に対する生徒指導の手段の一つとして認められた教育的権能と解すべきものである。教師が生徒を励ましたり、注意したりする時に肩や背中などを軽くたたく程度の身体的接触（スキンシップ）による方法が相互の親近感ないしは一体感を醸成させる効果をもたらすのと同様に、生徒の好ましからざる行状についてたしなめたり、警告したり、叱責したりする時に単なる身体的接觸よりもやや強度の外的刺激（有形力の行使）を生徒の身体に与えることが、注意事項のゆるがせにできない重大きさを生徒に強く意識させると共に、教師の生活指導における毅然たる姿勢考え方ないしは教育的熱意を相手方に感得させることになって、教育上肝要な注意喚起行為ないしは覚醒行為として機能し、効果があることも明らかであるから、教育作用をしてそのままの機能と効果を教育の場で十分に発揮させるためには、懲戒の方法、形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法形態の懲戒によるだけでは微温的に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対し一定の限度内で有形力を行使することも許されてよい場合があることを認めるのでなければ、教育内容はいたずらに硬直化し、血の通わない形式的なものに堕して、実効的な生きた教育活動が阻害され、ないしは不可能になる虞れがあることもこれまた否定することができないのであるから、いやしくも有形力の行使と見られる外形をもつた行為は学校教育上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではな

い。

この東京高裁判決は、従来の体罰概念に修正を加えたことはその是非は別として画期的であると同時に教育法理という面からみると、教育の必要性があればできる、すなわち、生徒の人権を大前提とするよりも教師の立場を重視する裁判といえよう。結局、この判決によれば、キンシップ程度の有形力の行使を教育的懲戒として行なうことは体罰ではなく刑法上正当行為であり違法ではないということになる。

以上二つの転回点となる判例の流れの中でその間に起きたそれ程多くはない体罰裁判をみてみると（安藤博他「教師の懲戒と体罰」一五四一五頁）、①事実を争わず、教育目的を強調し情状を得ることにより地方裁判所段階で終結する刑事裁判、②さらに結果が軽微で簡易裁判所での略式命令によるもの、あるいは③体罰にあたらないとして争う教育裁判化した刑事事件、という三つの終結のあり方に分けられよう。なお、それら处罚のほとんどは、暴行・傷害の罪（過失を含む）で罰金刑である。

2 それでは、刑法学では体罰をどのように考えているであろうか。刑法学でも体罰を正面から検討しているものは少ない。体罰を批判的に検討する学説としては、大阪高裁判決に賛成するもの（大塚仁「注解刑法」一八〇頁）及び「原則として認められないが……、ごく軽い場合は可罰的な違法性がないし、正当防衛や緊急避難がみとめられる場合ないしはこれに近い場合には認められるが、こういう場合以外には、許されない（斎藤誠二「判例時報」四・七頁）とする説、さらに「第一に、体罰を加えることは人間の尊厳を侵すことである。第二に、体罰を加えることで人間の教

育ができるかどうかはきわめて疑問である。そして、第三には、ごく軽い体罰は許されるとする場合の、その限界はきわめて主観的なものにすぎない……との理由で……教師による児童・生徒への体罰は……人権の尊厳から許されない」（菊田幸一「JCCCD」第22号五・七頁）という説も主唱される。これに対して、教育法上禁止された体罰を少くとも刑法上の責任を問うためには、それがただちに刑法上違法となるのでなくて、手段、程度において、社会通念のうえで相当なものであるかどうか論じられねばならず、その結果、相当なものであれば、違法性はなくなるといふ説（藤木英雄「刑法講義総論」一八七頁）あるいは、結果は軽微で、一厘事件と同様可罰的違法性なしとの説（大阪高裁「弁護人控訴趣意」）が主張される。これらは、この種体罰を正当行為として主張することになる。なお、体罰を実質的違法性有無の判断基準すなわち、目的の正当性、手段方法の相当性、被害法益の輕微性、刑法の謙抑性、によって考へるべきと説き、特に、刑法の謙抑主義を強調して「刑罰権の発効には、教師と生徒児童との間の教育的信頼関係を基本とする教育条件を維持し発展させるうえで家庭の場合ともまた違った意味での慎重さが要求されると思われる」（小田中聰樹「ジュリスト教育判例百選」一二二頁）との主張もある。

3 以上、判例及び学説を概観したうえで、本件を考えてみる。本件は、わが国で有数の教育県といわれる（教師に対する信頼・尊敬の念も高い）長野県で起つた体罰事件である。事件当時、マス・コミも大々的にとりあげ、地域住民からの嘆願書が提出される等、反響を呼んだ事件であった。本件の特徴は、①検察官が体罰ですらなく、単なる学校という場所での傷害事件と理由づけたこと、②求刑が従来のこの種体罰事件では罰金刑を求刑することが一般であるに対して、実刑（懲役六ヶ月）を求刑したこと、③被告弁護人は暴力行為自体の認否を争うことなく、過剰な体罰を

認め、争点を校長・教育委員会の姿勢（内部での打合せなしに司法へ事件を係属させたこと等）及び教育現場の問題点を浮きぼりにしようとしたこと、の三点である。本件を裁判の終結のあり方として前述した分類にあてはめると、①の事実を争わず、教育目的を強調し、情状を得ることによって地方裁判所段階で終結するという範疇にあるといえよう。

判決理由の3にある如く、体罰を司法のらち外に置くわけにはいかぬことは、本判決が大阪高裁判決の趣旨を踏襲しているものと考えられる。勿論、弁護側の答弁書では、東京高裁判決を引用し、弁論に努めているものの、暴行行為の程度が、東京高裁の説く体罰概念で正当化できる程軽微なものではないことが明確になつていているところでは、教育目的を強調することにより情状酌量で罰金刑を意図したものであろう（月刊「教育の森」一九八一年七月号、特集、体罰に教育効果はあるか、参照）。東京高裁の事件は、体罰事件後の数日後に被害生徒が死亡した。解剖等をせず火葬にしたため、行為と死亡との因果関係の確証はないが、本来は傷害致死事件だとして、事件そのものに対する疑問が提示されている。

結果としては、本件判決も、罰金刑が選択され、被告Xに十分に効果があるとの判断がなされた。検察官も、判決が事実認定について、ほぼ検察側の主張を認めたこと、及び、その趣旨についても、ある程度納得し、さらにまた、被害者生徒達が、現在では中学に進学していること、その結果、いつまでも、このような過去の事件に長期に渡つて関わらせるることは、生徒本人の将来にとつても、あまりプラスにならないこと等を考慮して、控訴を断念したものであろう。

これまでの、教師による生徒に対する暴力行為の刑事事件でのとり扱いを整理してみると、当該行為は刑法三五条

及び学校教育法上の懲戒行為の範囲にある正当行為であるとすもの、当該行為は体罰であるが結果が軽微であるから、違法行為とはならないとするもの、そして、体罰であつて刑法上違法行為であるとする三つの考えが現われている。本件は、これに加えて、当該行為は体罰ですらなく、単に学校という場所、授業中という場面での刑事事件であるという論拠、判断の可能性（本件は、からうじて教育目的があつたことを認めたが）を残したものである。そして、大阪高裁判決での体罰違法論から、東京高裁判決におけるいわば体罰概念修正是認論といふ流れの中で、しかも、社会の体罰肯定の風潮にあって、教師に対し、厳しく反省をせまる判決となつていて。勿論、裁判は、個別のものであつて、本件においても、被告Xの個人的な能力、資質、異常な程の暴力傾向（検察側の主張をほぼ認めている）というもののが大きな比重を占めての判決ではある訳であるが、東京高裁判決後それ程間を置かずの判決であつた事を考えると、裁判所が体罰を是認したとするこのマスコミ・教育界等の判断は早計に過ぎたことが明らかになつたと思われる。

4 さて、これまでの判例、学説を中心に本件を検討してきたが、東京高裁の体罰概念の修正意図、内容に納得できないものが残る。現実に、軽微な結果を惹起するに過ぎない体罰が、慣習として、教育現場の中で行なわれていることを筆者も否定はしない。法的には、古く、新憲法が施行されてすぐに法務庁の通達（昭和二三年二月二三日）が比較的具体的に、体罰の定義如何との間に答えている。「体罰とは懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する……①身体に対する侵害を内容とする懲戒——なぐる・けるの類——がこれに該当することはいうまでもないが、さらには②被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまた、これに該当する。たとえば端坐、直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない」。但し、体罰の該当性判断は、程、広い概念で解釈しようとしていたのであつた。

年齢、場所、等の諸条件を考え合わせて、具体的に判定しなければならないと注意している。いずれにせよ、この文言からすれば、励ましという意味でのスキンシップ（肩に軽くタッチする等）ならばいざ知らず、有形力の行使を一切認めず（兼子仁「法律学全集」¹⁶一一教育法四三五頁）、そればかりか間接的な厳しい生徒の扱いの場合も体罰を考える程、広い概念で解釈しようとしていたのであつた。

体罰が正当な懲戒行為であるかの限界点については現実の認定が非常に難しいであろうし、教育現場・社会状況の変化によつて、流動的な場合もある。しかし、我々が考えねばならないのは学校教育現場は、ある意味で社会から隔離しており、学級の授業は、いわば密室のようなもので、教師に裁量的体罰を認めた場合に、万一暴走したとなるとその歯止めたるものがない。筆者は、無論大多数の教師に対して、信頼を置くが、それにもかかわらず、ある種の危惧を禁じ得ない（佐々木賢「学校はもうダメなのか」、稻村博他編「教師」参照）。

昨今の校内暴力の頻発、教師と生徒の衝突、教師による生徒傷害事件、教師のストライキ、過度の受験競走等の教育現場の混乱という事態の中で、万一、体罰を正当防衛の手段として、教師が持ち出しているとすれば、これは、本末転倒、教育の崩壊であり、本件判決の第四の可能性、すなわち、学校という場所での單なる、暴行、傷害事件に過ぎなくなる。

体罰の生徒に与える心理的影響、体罰の実態、暗数などの社会学的検討、校内暴力（現代のエスプリ一八〇号、校内暴力、学校運営研究二四二号、非行暴力問題と学校の指導体制、参照）の関係、体罰についての法概念等々について今後、検討しなければならぬことが多くある。

最後に、敢えて言うならば、教師と生徒の信頼関係のないところでは体罰はおろか、教育それ 자체が成り立たないし、ましてや、体罰によつて、生徒との信頼関係をつくろうとするならば、言語道断、結果として、教師の自殺行為と考えるべきであろう。

なお、刑法の違法阻却事由の面で体罰を検討するならば、論理的な解釈では体罰は違法と考えるべきであるが、ある止むを得ない状況での有形力の行使は、安樂死の問題と同様（諸説あるが、私見では、裁判上、超法規的違法阻却事由あるいは期待可能性の問題として、無罪の可能性を残す）の理解をしたい。端的に言えば、規定の解釈からすれば、体罰は認められないが実際の裁判での解決の可能性は残す。

前出の小田中論文で、刑罰の謙抑主義が唱えられたように、結果はその逆であるが、体罰の正当化も最大限慎重にすべきであろう。